

高知農政事務所交渉（全農林労働組合中国四国地方本部高知分会）

議 事 要 旨

1. 開催日時：平成 22 年 11 月 30 日（火） 17:30～17:50

2. 場 所：高知地方合同庁舎農政事務所会議室

3. 出席者：

中国四国農政局高知農政事務所	山下 勝也	所長
同	濱砂 盛男	次長
同	藤田 勝	総務課長
同	上久保 享	総務課課長補佐
全農林中国四国地方本部高知分会	船谷 光生	委員長
同	秋永 章光	書記長
同	樋口 優	執行委員
同	益井 智春	執行委員

4. 議 題： 全農林労働組合中国四国地方本部高知分会提出 別添「要求書」

5. 議事概要

総務課長：

全農林労働組合中国四国地方本部高知分会から提出された要求第 1 号について②の項は管理運営事項に該当することから、「要望事項」として、①の事項は高知農政事務所の課題ですので、「交渉対象要求事項」として承ることとしました。

それでは、交渉を開始します。組合から、要求内容について説明をお願いします。

委員長：

超過勤務に関する組合員からの意見等を取りまとめた結果、超過勤務時間は依然として減少しておらず、改善に向けての要求が強く出されており、切実かつ喫緊の課題となっております。

超過勤務縮減を図るため、高知農政事務所では所内応援体制を取っておりますが、業務の多くは専門性があることから、業務内容の共通認識が困難であるため満足な応援体制は取れず、自助努力に頼っているのが実情であります。また、電子メールによる緊急の作業依頼、重複する作業等が多くなっており、超過勤務を増加させている要因となっております。管理職においては、部署内等での十分な話し合いにより解決策を探るとともに、業務内容を精査し、効率的な業務運営がなされるよう努めていただきたい。

所長におかれましては、超過勤務解消に向けて特段の努力をしていただきますようお願いいたします。

所 長：

要求第1号について回答します。交渉対象事項以外については、御要望として受け、上部に要望してまいります。

組織再編が行われない中で、新しい業務である戸別所得補償制度、米の流通監視業務については、変則的な併任による配置対応となっており、職員に苦勞をかけていることは承知しております。要員調整もできておらず、部署によれば職員に負担がかかっているかも知れませんが、根本的な解決は業務に見合った新たな組織体制への移行が基本と考えます。それまでは、事務所全体でいろいろ工夫しながら効率的な業務運用を図ることにより、当面の業務を乗り切る必要があります。

所内応援体制については、実行段階では難しい面もありますが、実行可能な業務、例えば戸別所得補償制度モデル対策における交付金支払業務等は各部署からの応援体制で行っています。

業務平準化については、各部署において「業務計画」及び「業務計画に係る工程表」の進行状況を随時確認し、不都合があれば、部署内での話し合いによる見直しを行うなど、柔軟な対応をしていくこととしています。

今後とも超過勤務解消に向け努力をしてまいりたいと思っておりますので、職員の皆様には理解とご協力をお願いします。

委員長：

いずれにしても、業務量の見極めによる的確なスケジュール管理を行い、早めに必要な人員等具体的応援体制を整えるとともに、超過勤務解消に向けて部署内で話し合いを十分に行い改善できるところは改善をしていただきたいと思っております。

所 長：

健康であっての仕事が一番重要であります。変則的な対応が解消される組織再編までは、できるだけ工夫をして改善を図るとともに、現場の状況を局及び本省に伝えてまいりますのでよろしくお願いします。

(以上)

10全農林中国四国高知要求第1号

2010年11月30日

中国四国農政局高知農政事務所

所長 山下 勝也 殿

全農林労働組合中国四国地方本部高知分会

委員長 船谷 光生



要 求 書

私たちは、これまで超過勤務縮減に向けてさまざまな取り組みを行ってきました。本年も超過勤務縮減の対策として、各職場で当局の対応等について点検し意見集約を行いました。

この職場点検を通じて明らかとなった課題を下記のとおり要求事項として取りまとめました。これらは組合員の切実な声と受け止めていただき、その解決に向けた特段の努力をお願いします。

記

- 1 特定の職員・部署に超過勤務が偏っているため、業務量の平準化や応援体制の構築など必要な措置を講じて、超過勤務を縮減すること。
- 2 業務量に見合った人員配置を行い業務過重を解消すること。

以上